
市町における包括的支援体制の整備に関する 支援について

地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

市町村に地域の特性を踏まえた、
包括的な支援体制(※)の整備に
努めることを義務づけ

(※) 地域で支え合う関係性の構築や支援
関係機関同士が有機的な連携を行うことができる環境整備等

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

包括的な支援体制の整備の手法
の一つとして、市町村において
相談支援、参加支援、地域づくりを
一体的に実施する事業
(任意事業：全国346箇所)

包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

イメージ

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
(※) 社会福祉法第106条の3柱書の規定
市町村は、地域の実情に応じた次に掲げる施策（1～3号）の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するための事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。

《イメージ図》



《現行条文との関係》

◎ 106条の3第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一貫かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

◎ 106条の3第1項第2号後段

二 地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

◎ 106条の3第1項第1号・2号前段

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

(注1) 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項） 支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）
(注2) 包括的相談支援事業と地域づくり事業は重層を実施しているか否かに関わらず、実施されるものであるため記載省略

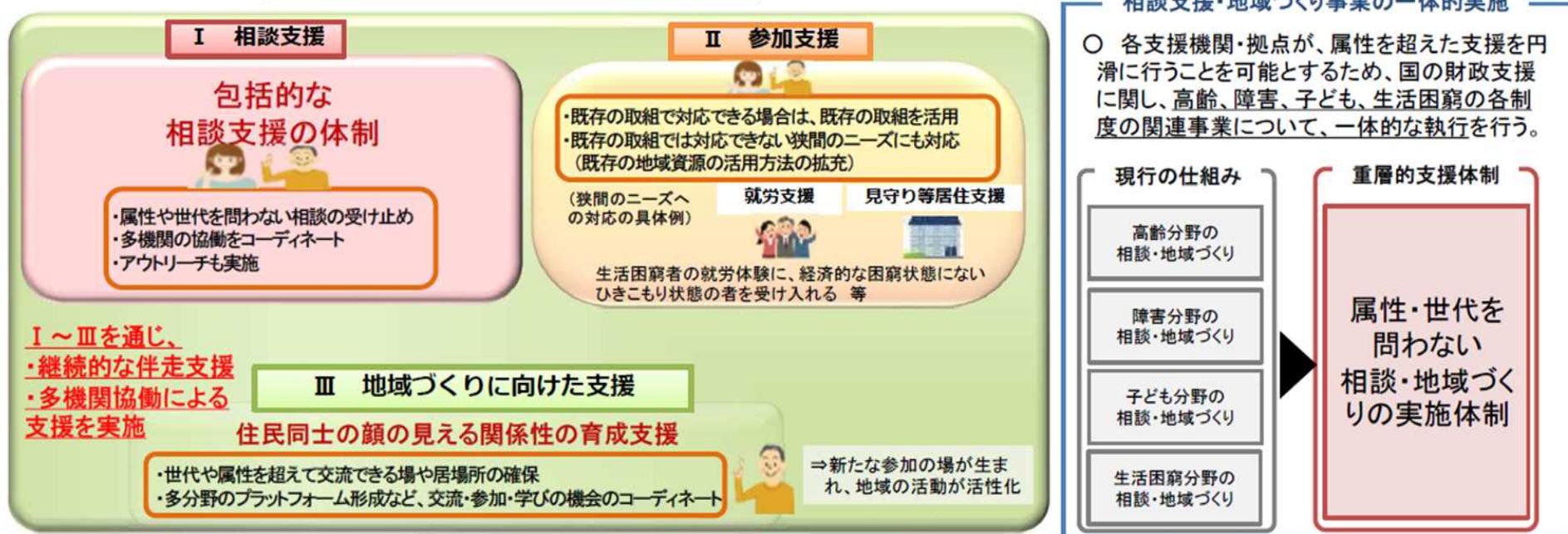
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において属性を問わない包括的な支援体制を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援**、**II 参加支援**、**III 地域づくりに向けた支援**を一體的に実施。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一體的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村

重層的支援体制整備事業の全体像



「地域共生社会の在り方検討会議」中間とりまとめから（抜粋）

検討会議での意見等

- 重層的支援体制整備事業は1つの手段であり、この事業を使わない市町村には違う支援の方法があっても良い
- 包括的な支援体制の整備が相談支援の包括化の範囲にとどまって理解されていることが多く、地域づくりまで実施できていないのではないか
- 地域づくりにはそれを担う人材の確保が鍵であり、地域づくりの取組には、各省庁、各分野の幅広い関わりが視野に入る。
- 包括的な支援体制の整備に当たっては、国の支援だけではなく、都道府県の後方支援を一層強化する必要がある。

対応の方向性

- 全ての市町村に対して、国・都道府県による伴走支援を行うとともに、市町村の実情に応じた体制整備の支援を行う必要がある。
- 生活困窮者自立支援制度を中心に既存制度を活用する中で連携体制の強化により体制を構築する方法（「既存制度活用アプローチ」）と、過疎地域等における柔軟な仕組みにより包括的な相談支援や地域づくりを構築する方法（「機能集約型アプローチ」）により推進していく必要がある。
- 地域づくりに関しては、他分野のまちづくり等に関わっている者を含めた人材の確保を図るとともに、住民主体の創意工夫の下で実施されている地域づくりを把握し、一体的に展開されるよう連携強化を一層進め、全ての関係者で地域を共に創っていく必要がある

県内市町の取組状況

※包括的な支援体制に係る市町アンケート調査（R7年9月実施）

区分	市町数
重層的支援体制整備事業を実施済	13
包括的な支援体制の整備に関する指針（厚労省）の主要項目を全て実施	7

市町の課題認識

- ・包括的な支援体制の構築により、予防的に対応する案件が発生し、マンパワーが不足。
- ・重層的支援体制整備事業の実施にあたっての府内の理解不足
- ・異動を伴う行政職員で担うことは難しく、ノウハウの蓄積も難しい。持続性・対応力のある体制の整備には、多機関協働のネットワークの充実・地域の人材育成等を進める必要がある。
- ・元気な方は就労していること、組織団体に加入するのを敬遠する方も増える傾向にあり、ボランティアが育ちにくいため、地域住民との連携協働が進みにくい。

■ 県の取組状況（市町支援）

施策の視点		内容
包括的 支援体制 構築支援	個別の課題に応じた支援	<ul style="list-style-type: none">・アドバイザー派遣 体制構築に向けた課題整理・助言
	人材養成	<ul style="list-style-type: none">・多機関協働事業等の担当者養成研修
	先進事例等情報の提供	<ul style="list-style-type: none">・市町向け研究会 先進自治体の取組紹介、意見交換
	意見交換の場の提供	<ul style="list-style-type: none">・ワークショップの開催（孤独・孤立対策） 行政・NPO等の連携促進
相談対応 力強化	専門職種との連携体制構築	<ul style="list-style-type: none">・外部人材を活用した多職種相談会の実施支援
地域活動 参加促進	個別の課題に応じた支援	<ul style="list-style-type: none">・生活支援等の担い手確保に向けた講座等の実施支援

本日、御意見をいただきたいポイント

市町の包括的な支援体制の構築について、**県の市町支援の施策の視点**を以下のとおり認識しておりますが、各現場での課題・市町とのやりとり等を踏まえ、**加えるべき視点や支援の在り方、取組のポイント等**に関し、御教示願います。

【施策の視点】

- ▶個別の課題に応じた支援（アドバイザー派遣）
- ▶人材養成（研修の実施）
- ▶先進事例等情報の提供
- ▶連携体制の構築
- ▶意見交換の場の提供